



千葉地本事務所の年末年始業務時間のお知らせ!

「年末年始の体制」については、以下のようになります！

休業日:2025年12月30日～2026年1月5日

基本的に上記が休業日となります、可能な限り事務所に常駐できる体制は整えたいと考えています。

しかし、地本執行部などの勤務や職場の取り組み等によって事務所にいない場合がありますので、ご理解をお願いします。

なお、地本事務所に問い合わせて連絡が通じない場合は、職場にいる地本執行部、各機関役員に問い合わせてください。



新年の業務開始は1月6日(火)からですが、事務所にいらっしゃる場合は、下記の番号にご連絡上お越し下さい。

業務日:月曜日～金曜日の平日 土日祝日は休み
TEL:043-251-6020
時 間:10:00～17:00

